

## I 点検結果の概況

### 1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図表1参照）。

#### ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税について租税特別措置等の新設、拡充又は延長を行おうとする際には、事前評価を行わなければならないとされている（評価法第9条並びに評価法施行令第3条第7号及び第8号）。
- ② 法人税、法人住民税又は法人事業税以外の税目についての租税特別措置等の新設、拡充又は延長を行おうとする際には、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとするとしている（政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I-4-キ）。

#### イ 事後評価

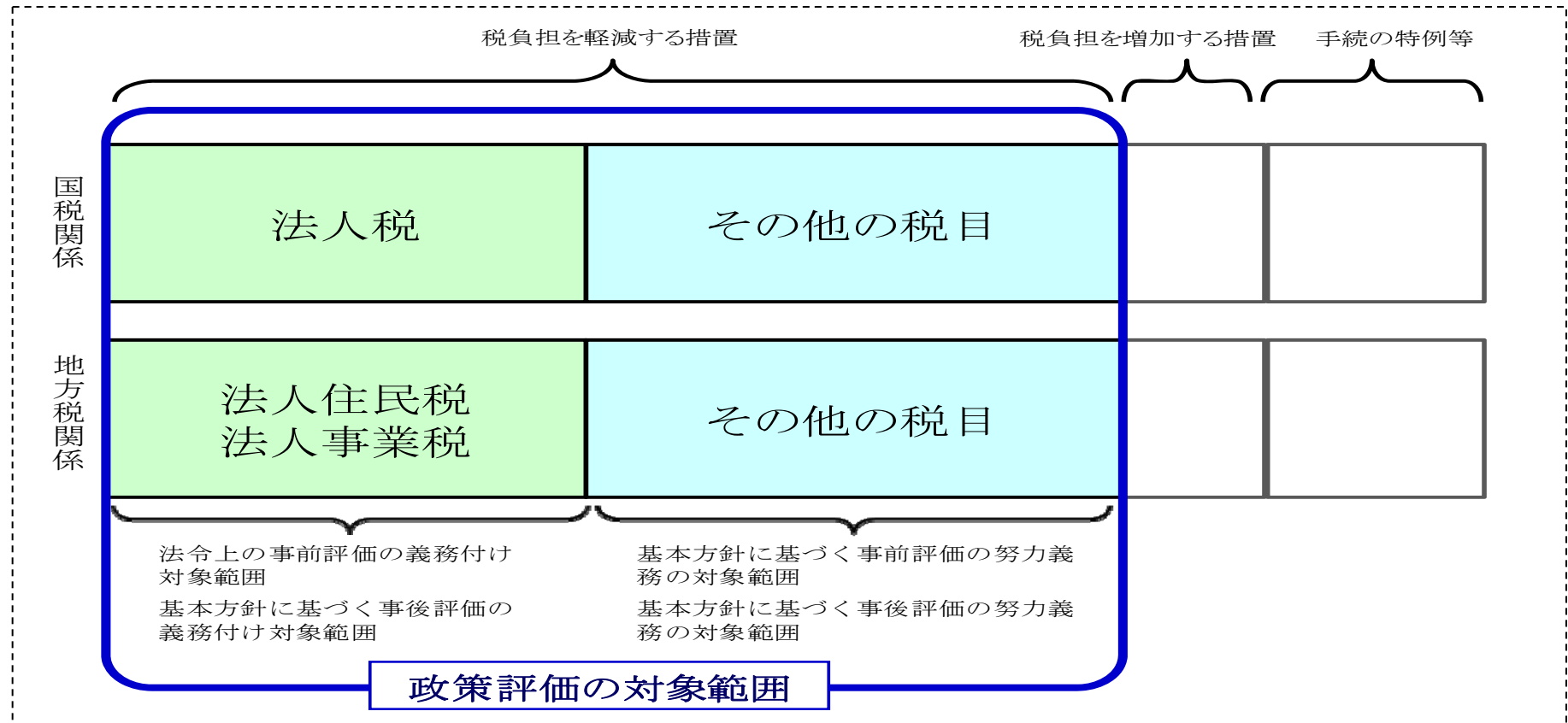
- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税についての租税特別措置等に係る政策については、基本計画（評価法第6条の規定に基づき各府省が定める基本計画をいう。）において必ず事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I-5-カ）。
- ② 法人税、法人住民税又は法人事業税以外の税目についての租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとするとしている（基本方針I-5-カ）。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定された。

各府省は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各府省における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII-6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図表1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



## 2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況

### (1) 点検の対象

平成24年度の当初税制改正要望に際し、総務大臣に送付された租税特別措置等に係る政策評価の評価書の件数は、12府省（内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）の計165件となっている。

このうち、義務付けとなっている法人税、法人住民税又は法人事業税についての租税特別措置等に係る政策評価の評価書の

件数は100件であるが、義務付け対象外となっている政策評価の評価書も65件と積極的な取組が行われている（その多くは経済産業省において取り組まれている。）。

なお、この他、義務付けられているにもかかわらず評価の実施が遅れたため、点検を行うことができなかった評価書が1件ある。

評価書の件数の内訳は、図表2及び図表3のとおりである。

図表2 租税特別措置等に係る政策評価の区分別の実施件数

府省名	事前評価					事後評価	合計
	新設	拡充	延長	拡充延長	計		
内閣府	8	2	1	4	15	0	15
国家公安委員会・警察庁	0	0	3	0	3	0	3
金融庁	3	1	0	0	4	3	7
総務省	1	2	2	4	9	0	9
財務省	1	0	0	0	1	0	1
文部科学省	1	2	0	0	3	0	3
厚生労働省	8	2	6	1	17	1	18
農林水産省	1	2	8	3	14	0	14
経済産業省	11	11	26	1	49	21	70
国土交通省	8	8	4	0	20	0	20
環境省	1	1	2	0	4	0	4
防衛省	0	0	1	0	1	0	1
合計	43	31	53	13	140	25	165

(注) 「拡充・延長」の区分は、一つの評価書において複数の内容の要望が含まれているものである。

図表3 義務付け対象かどうかの分類による実施件数

府省名	事前評価			事後評価			合計		
	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計
内閣府	12	3	15	0	0	0	12	3	15
国家公安委員会・警察庁	0	3	3	0	0	0	0	3	3
金融庁	4	0	4	3	0	3	7	0	7
総務省	9	0	9	0	0	0	9	0	9
財務省	1	0	1	0	0	0	1	0	1
文部科学省	3	0	3	0	0	0	3	0	3
厚生労働省	11	6	17	1	0	1	12	6	18
農林水産省	14	0	14	0	0	0	14	0	14
経済産業省	14	35	49	4	17	21	18	52	70
国土交通省	20	0	20	0	0	0	20	0	20
環境省	4	0	4	0	0	0	4	0	4
防衛省	0	1	1	0	0	0	0	1	1
合計	92	48	140	8	17	25	100	65	165

## (2) 点検の観点

租税特別措置等に係る政策評価は、22年度大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等に適切に対応するよう実施される必要がある。また、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各府省における検討作業や政府における税制改正作業において有用な情報を提供することが求められている。

これらのことから、点検に当たっては、22年度大綱における「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）」等を踏まえたガイドラインの主要な要素を点検項目（図表4参照）として設定した。

点検は、租税特別措置等の要否を判断するものではなく、評価に求められる一定水準に達しているか（税制改正作業等に有益な最低限必要となる要素（項目）の説明が行われているか）の観点から実施した。

※「6つのテスト」とは、①背景にある政策の今日的な「合理性」、②政策目的に向けた手段としての「有効性」、③補助金等の政策手段と比した「相当性」について検証を求めるもの。

## (3) 点検過程

評価書上では明らかにされていない情報や事実関係が不透明な点については、点検過程において、各府省に補足説明を求め、各府省から総務省に適切な補足説明があった場合、税制改正作業への有益な情報の提供、国民への説明責任の向上に資するため、その内容も加味して点検を行った。

また、当該補足説明の内容については、「課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明」として点検結果に添付した。

## (4) 点検結果

税制改正作業は、6つのテストに示される「合理性」、「有効性」、「相当性」について検証が行われることから、これらに係る分析・説明が十分なものとなっているかを中心に点検結果を取りまとめた。

評価書165件の点検結果は、図表5のとおりである。各府省の当初の評価書では、評価に求められる一定水準に達しているものはみられなかった。点検過程における各府省からの補足説明をも踏まえて点検した結果、評価に求められる一定水準に達しているものは16件であった。評価書の大半（165件中149件）は、特に、有効性（費用対効果）の分析・説明が不十分であった。

図表4 点検項目

点検項目	事前評価		事後評価
	新設	拡充等	
<b>租税特別措置等の合理性</b>			
①政策目的の根拠及び政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされているか。	○	○	○
②所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた達成目標）が既に達成されていないかが説明されているか。	—	○	○
<b>租税特別措置等の有効性</b>			
③達成目標が説明されているか。	○	○	○
④達成目標に係る測定指標が設定されているか。	○	○	○
⑤過去の実績について、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	—	○	○
⑥過去の実績について、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかが具体的に説明されているか。	—	○	○
⑦将来推計として、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	○	○	—
⑧過去の実績について、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	—	○	○
⑨将来推計として、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	○	○	—
⑩過去の実績について、達成目標の実現状況が把握されているか。	—	○	○
⑪将来推計として、達成目標の実現状況が予測されているか。	○	○	—
⑫過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。	—	○	○
⑬将来推計として、税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。	○	○	—
<b>租税特別措置等の相当性</b>			
⑭政策目的実現のための手段として、補助金や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であるかが説明されているか。	○	○	○
⑮同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確な役割分担がなされているかが説明されているか。	○	○	○
<b>その他</b>			
⑯政策目的に対し、達成目標の実現がどのように寄与するかが説明されているか。	○	○	○

(注) 事前評価(新設)、事前評価(拡充等)、事後評価の区分ごとに、「○」が付いている項目がそれぞれの区分の点検項目となる。

図表5 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（点検過程で新たに示された説明を踏まえたもの）

府省名	一定水準に達しているもの	分析・説明の内容が不十分と認められるもの				合計	
		うち 合理性の分析・説明の内容が不十分	うち 有効性の分析・説明の内容が不十分	うち 相当性の分析・説明の内容が不十分	うち その他の分析・説明の内容が不十分		
内閣府	0 (0)	15 (15)	2 (12)	15 (15)	3 (7)	0 (1)	15
国家公安委員会・警察庁	0 (0)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	3
金融庁	1 (0)	6 (7)	0 (3)	6 (7)	0 (2)	0 (0)	7
総務省	4 (0)	5 (9)	0 (2)	5 (9)	0 (1)	0 (0)	9
財務省	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1
文部科学省	1 (0)	2 (3)	0 (1)	2 (3)	1 (2)	0 (1)	3
厚生労働省	2 (0)	16 (18)	10 (12)	16 (18)	5 (9)	1 (3)	18
農林水産省	0 (0)	14 (14)	0 (13)	14 (14)	0 (0)	2 (2)	14
経済産業省	4 (0)	66 (70)	21 (50)	66 (69)	10 (36)	0 (3)	70
国土交通省	1 (0)	19 (20)	2 (13)	19 (20)	2 (8)	0 (0)	20
環境省	1 (0)	3 (4)	2 (3)	3 (4)	2 (2)	0 (0)	4
防衛省	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	1
合計	16 (0)	149 (165)	40 (113)	149 (164)	23 (67)	3 (10)	165

(注) 1 ( )内は、当初の評価書に対する点検結果。

2 分析・説明の内容が不十分と認められる内容が、「合理性」、「有効性」、「相当性」又は「その他」に重複して該当する場合には、それぞれに計上した。

また、「合理性」、「有効性」及び「相当性」についての分析・説明の内容について、不十分なものの組合せは、図表6のお

りであり、「合理性」、「有効性」及び「相当性」全てについて分析・説明の内容が不十分な評価が11件みられた。

図表6 分析・説明の内容が不十分と認められるものの組合せ

府省名	合理性 有効性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性 及び 有効性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	有効性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性のみ 分析・説明の 内容が不十分	有効性のみ 分析・説明の 内容が不十分	相当性のみ 分析・説明の 内容が不十分
内閣府	0	2	0	3	0	10	0
国家公安委員会・警察庁	0	3	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	6	0
総務省	0	0	0	0	0	5	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	1	0	1	0
厚生労働省	4	6	0	1	0	5	0
農林水産省	0	0	0	0	0	14	0
経済産業省	5	16	0	5	0	40	0
国土交通省	0	2	0	2	0	15	0
環境省	2	0	0	0	0	1	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0
合計	11	29	0	12	0	97	0



## (5) 主な課題

### ア 政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明に係る課題

#### <有効性（費用対効果）の説明が不十分>

税収減を是認するような有効性（費用対効果）は、租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報であるが、大半の評価書では、費用対効果の分析・説明が不十分であった。

例1 税収減を是認する効果があるとの説明をしているが、その具体的な根拠を示さず説明しているもの。

例2 税収減を是認するような効果（費用対効果）は、減収額と効果を対比して説明することが必要だが、減収額には触れず、効果があることだけを説明しているもの。

例3 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問があるもの。

#### <適用実態・見込みの説明が不十分>

租税特別措置等の適用数や減収額の過去の実績が明らかでなく、また、将来推計の場合、その計算方法が明らかでないなど、適用実態・見込みの説明が不十分なものがある。

租税特別措置等が適用され得る対象の全体数からみて実際の適用数が非常に少ない、又は特定の業界若しくは一部の企業のみが恩恵を受けていると考えられるが、そのことに関する説明が不十分なものがある。

### イ 背景にある政策の今日的な「合理性」の説明に係る課題

#### <政策目的の根拠が不明>

租税特別措置等によって実現する政策目的が、優先度や緊要性の高いものなのか判断する根拠（法律、政令、閣議決定等）が明らかにされていないものがある。

#### <租税特別措置等を引き続き実施する理由の説明が不十分>

租税特別措置等で達成しようとした当初の目標が既に達成されているにもかかわらず、引き続き実施する理由についての説明が不十分なものがある。

ウ 補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明に係る課題

＜他の政策手段と比較した説明が不十分＞

租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段を採ることが必要かつ適切であることの説明が不十分なものがある。

＜他の政策手段との役割分担の説明が不十分＞

補助金等や規制など他の支援措置や義務付け等が現に存在している場合において、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての説明が不十分なものがある。

### 3 租税特別措置等に係る政策評価の今後の課題

租税特別措置等に係る政策評価は、今年度で2回目を迎えた。昨年度は、初年度ということもあり全ての評価書について「合理性」、「有効性」、「相当性」のいずれかにおいて分析・説明が不十分な点が認められた。今年度は、これらの分析・説明が評価に求められる一定水準に達している評価書が全体の約1割（16件）みられたものの、全体的な取組として必要なレベルに達しているといえる状況にはなっていない。特に、有効性（費用対効果）については、昨年同様、多くの評価書において分析・説明の内容が不十分な点がみられたが、有効性（費用対効果）は、租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報であることから、今後、評価の質の更なる向上を図ることが必要である。

また、点検結果において分析・説明が不十分であると指摘しているものについて、各府省が評価の修正・やり直し等を含め適切な説明に努めることが必要であるとともに、一定水準に達しているものについても必要に応じた更なる分析・説明に努めることが期待される。

今回の点検において指摘している課題も踏まえ、今後は、補足説明のような内容は可能な限りあらかじめ評価書に盛り込むとともに、租税特別措置等に係る政策評価が、租税特別措置等の透明化を図り、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な検討に資するものとなるよう、評価の改善に努め、国民への説明責任の徹底を図っていくことが必要である。